

独立行政法人統計センター(法人番号7011105002089)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

独立行政法人通則法第52条第3項の規定に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律」(以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員の給与水準を参酌し、各役員の職務に応じた支給基準を設定している。

② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

平成29年度においては、独立行政法人統計センター役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という。)に則り、業績に応じ期末特別手当を増額又は減額できることとしていた。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

○役員報酬基準の内容

役員報酬規程に則っており、理事長の報酬は、俸給(月額965,000円)、地域手当(20.0%)、期末特別手当(国の期末手当及び勤勉手当に相当(算出式は以下のとおり))から構成されている。

・期末特別手当(年額)算出式

基礎額(俸給月額+地域手当+(俸給月額+地域手当)×20/100+俸給月額×25/100)×320/100×在職期間割合

○平成29年度における改定内容

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第77号)」による給与改定に準じ、期末特別手当の支給割合を年間3.15月から3.20月に改定。

理事

○役員報酬基準の内容

役員報酬規程に則っており、理事の報酬は、俸給(月額761,000円)、地域手当(20.0%)、期末特別手当(国の期末手当及び勤勉手当に相当(算出式は法人の長と同様))から構成されている。

○平成29年度における改定内容

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第77号)」による給与改定に準じ、期末特別手当の支給割合を年間3.15月から3.20月に改定。

理事(非常勤)

役員報酬規程に則って、非常勤役員手当として日額を支給しており、平成29年度は、前年度同様日額の上限を34,200円とした。

監事(非常勤)

役員報酬規程に則って、非常勤役員手当として日額を支給しており、平成29年度は、前年度同様日額の上限を34,200円とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,286	千円 11,580	千円 5,218	千円 2,316 (地域手当) 171 (通勤手当)			
A理事	千円 15,235	千円 9,132	千円 4,115	千円 1,826 (地域手当) 161 (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 15,196	千円 9,132	千円 4,115	千円 1,826 (地域手当) 122 (通勤手当)			
C理事 (非常勤)	千円 2,291	千円 2,291	千円	千円 ()	4月1日		
A監事	千円 1,368	千円 1,368	千円	千円 ()			
B監事	千円 3,488	千円 3,488	千円	千円 ()			

注1:「地域手当」とは、統計センターの所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給している手当である。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人は、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行い、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的としており、理事長は、当法人の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の求める年度目標及びその達成のための事業計画に基づき、法人全体の運営管理業務を総理するという重大な責務を負っている。

また、当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、役員報酬規程は、給与法に準拠した報酬体系としており、法人の長である理事長の報酬水準については、その職責に鑑み、妥当であると考ええる。

理事

当法人は、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行い、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的としており、理事は、理事長を補佐するとともに、法人運営業務を掌理し、その責任の一端を担う重責を負っている。

また、当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、役員報酬規程は、給与法に準拠した報酬体系としており、理事の報酬水準については、その職責に鑑み、妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は、給与法第22条に準拠し、職務や経歴を勘案した日額単価としており、報酬水準については、妥当であると考ええる。

監事(非常勤)

監事は、当法人が行う業務全般の監査を的確に遂行し、中立性・公平性を担保して監査業務を遂行するという責務を担っている。

また、当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は、給与法第22条に準拠し、職務や経歴を勘案した日額単価としており、報酬水準については、妥当であると考ええる。

【主務大臣の検証結果】

統計センターは、行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は、給与法に準拠した報酬体系としており、報酬水準については、妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし	年	月			
理事A	該当者なし	年	月			
理事B	該当者なし	年	月			
理事A (非常勤)	支給対象外	年	月			
監事A (非常勤)	支給対象外	年	月			
監事B (非常勤)	支給対象外	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	支給対象外
監事A (非常勤)	支給対象外
監事B (非常勤)	支給対象外

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現在の業績給の仕組みを継続する。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、給与法の適用を受ける国家公務員の給与等を参酌し、行政執行法人として適正な給与水準を定める。
また、給与法の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級を設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

統計センターは行政執行法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与法に準拠した給与体系としている。このため、国の職員と同様、昇給及び勤勉手当において、人事評価制度の業績評価等の結果を踏まえつつ職員の勤務成績を的確に反映する。
なお、給与への具体的な反映方法については以下のとおりである。
・昇給: 昇給の区分を5段階(A～E)設け、職員の勤務成績を適切に反映。
・勤勉手当: 直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、180/100(特定幹部職員にあっては220/100)を超えない範囲内において成績率を決定。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

○給与制度の内容

国の給与法を参酌して定めた独立行政法人統計センター職員給与規程(以下、「職員給与規程」)に則っており、給与は俸給及び諸手当(地域手当、扶養手当、職責手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等)から構成されている。

○平成29年度における主な改定内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、以下のとおり職員給与規程を改正した。
・俸給表の改定を行い、俸給月額を400円の引上げを基本に改定[4月期から適用]
・勤勉手当に係る支給割合を年間1.7月から1.8月へ改定[12月期適用]
・8級Ⅰ種適用職員の職責手当を100円、4級Ⅴ種及び3級Ⅴ種適用職員の職責手当を700円

2 職員給与の支給状況

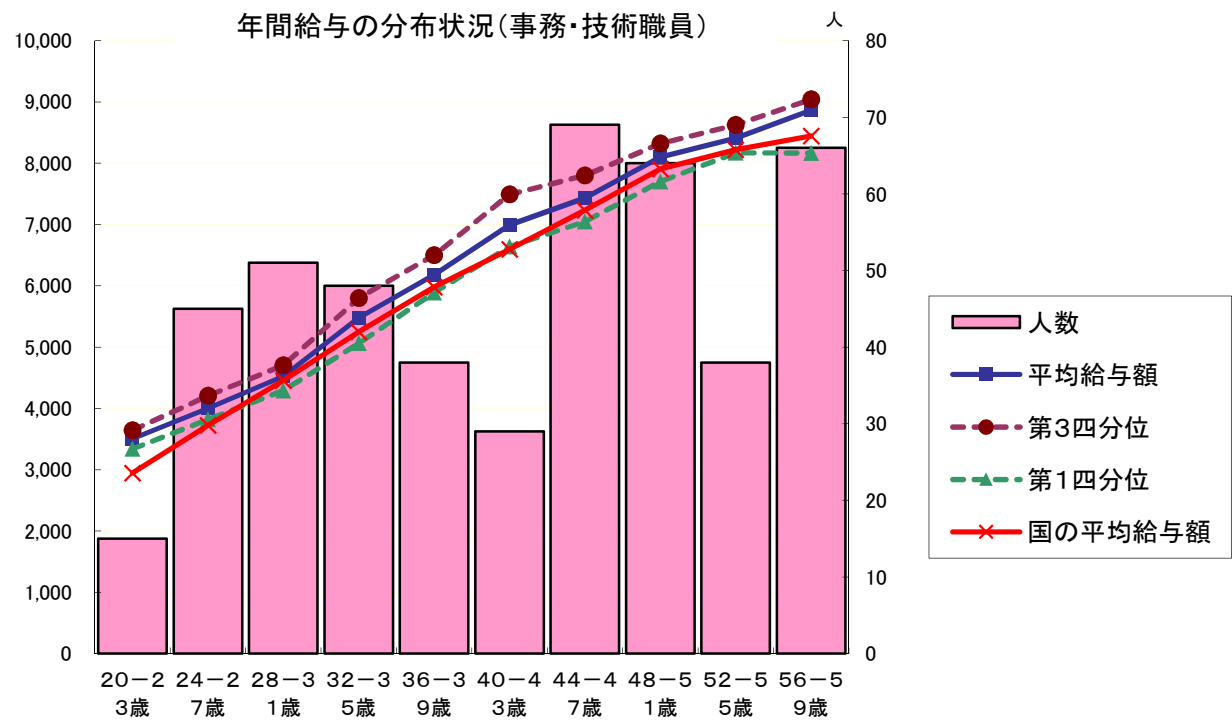
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 467	歳 42.6	千円 6,888	千円 5,088	千円 199	千円 1,800
事務・技術	人 463	歳 42.5	千円 6,894	千円 5,092	千円 199	千円 1,802
技能職種	人 4	歳 54.8	千円 6,213	千円 4,667	千円 203	千円 1,546
任期付職員	人 4	歳 33.5	千円 3,919	千円 2,922	千円 157	千円 997
事務・技術	人 4	歳 33.5	千円 3,919	千円 2,922	千円 157	千円 997
再任用職員	人 7	歳 62.8	千円 4,984	千円 4,161	千円 165	千円 823
事務・技術	人 7	歳 62.8	千円 4,984	千円 4,161	千円 165	千円 823
非常勤職員	人 24	歳 49.4	千円 2,526	千円 2,052	千円 179	千円 474
事務・技術	人 24	歳 49.4	千円 2,526	千円 2,052	千円 179	千円 474

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「在外職員」については該当する職員がいないため、表を記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
・本部部长【注】	2	-	-	~
・本部課長	21	57.9	9,870	11,864～8,566
・本部課長補佐	116	53.7	8,411	9,393～7,640
・本部係長	209	42.5	6,749	8,403～4,524
・本部係員	115	28.1	4,197	5,592～3,153

注：該当者が2人以下のため、平均年齢及び年間給与額を記載していない。

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		53.5	54.3	53.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		46.5	45.7	46.1
一般職員	最高～最低	%	%	%
		53.2～39.5	51.4～39.0	51.9～39.8
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		58.3	58.8	58.6
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		41.7	41.2	41.4
	最高～最低	%	%	%
		46.2～37.8	45.5～37.8	45.8～37.8

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 103.9 ・年齢・地域勘案 90.7 ・年齢・学歴勘案 106.0 ・年齢・地域・学歴勘案 95.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	年齢・地域勘案の対国家公務員が90.7であることから、当法人の所在地が東京都新宿区(特別区)であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 82.9%】 (国からの財政支出額 7,672百万円、支出予算の総額 9,251百万円:平成29年度予算) 【累積欠損額 0円(平成29年度決算)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 51.7%】 (支出総額 8,861百万円、給与・報酬等支給総額 4,580百万円:平成29年度決算) (法人の検証結果) 統計センターは行政執行法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、職員給与規程は国の給与法に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については適切であると考えます。 (主務大臣の検証結果) 対国家公務員の指数(年齢勘案)は、103.9、年齢・学歴勘案率は106.0と100を超えているが、年齢・地域・学歴勘案では95.0となっており、概ね国家公務員と同水準であると考えます。今後も、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、国家公務員の給与改正に合わせ改正を行っているか等、適正な給与水準の維持に努めているかを注視していく。
講ずる措置	特になし。なお、当法人は、行政執行法人として、給与法を参酌した給与体系としていることから、今後の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を参酌した措置を講じるなど、適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

○22歳(大卒初任給)

月額 179,200円 年間給与 2,928,000円

○35歳(本部係長)

月額 341,520円 年間給与 5,578,000円

○50歳(本部課長代理)

月額 525,240円 年間給与 8,734,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)(平成29年度)を支給する。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現在導入している業績給の仕組みを継続する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,506,582	千円 4,579,773
退職手当支給額 (B)	千円 301,602	千円 459,790
非常勤役職員等給与 (C)	千円 983,072	千円 556,532
福利厚生費 (D)	千円 720,438	千円 702,386
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,511,694	千円 6,298,481

注:本表(非常勤役職員等給与(C)欄)と財務諸表(附属明細書「役員及び職員の給与の明細」)の差異:財務諸表には人材派遣に係る費用及び、失業者退職手当は含まれていない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比1.6%増加した主な要因は、給与法改正に準じて改正した給与規程等により、俸給、勤勉手当等が増加したことによるものである。
- ・最広義人件費が対前年度比3.3%減少した主な要因は、退職者数が増加したものの、非常勤職員が減少したことによるものである。
- ・「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成29法律第79号)による退職手当の支給水準の引き下げを踏まえ、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。

(役員について)

- ・退職手当の支給水準を引き下げするため、「独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程」(統計センター規程第18号)の改正(平成29年12月27日)を実施した。

概要:役員の退職手当について、算出額に以下の割合を乗じた額に引き下げた。

平成26年7月1日～平成29年12月31日 87/100

平成30年1月1日以降 83.7/100

(職員について)

- ・職員の退職手当について、算出額に以下の割合を乗じた額に引き下げた。

平成26年7月1日～平成29年12月31日 87/100

平成30年1月1日以降 83.7/100

Ⅳ その他

特になし。